

第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策

- ここまで、高校教育の質の確保・向上に向けた課題や基本的考え方について整理してきたが、本章においては、高校教育の質の確保・向上を進めるために、国及び地方公共団体等の設置者が行うべき具体的な施策を示すこととする。それぞれの施策について、国は、教育課程など全国的な基準の設定や、教育条件整備のための支援、指導助言など事業の適正な実施のための支援を行うとともに、地方公共団体等の設置者においては、高等学校を設置・運営する者として、それぞれの地域や学校の実態に応じ、様々な国の支援策等も活用しながら、高校教育の質の確保・向上に向けた取組を進めることが求められる。

1. 学習成果や教育活動の把握・検証

(1) 高等学校全体を通じた一定水準の基礎学力の確保の必要性

- 第1章で触れたように、我が国の子供たちについては、学力の重要な要素である学習意欲・態度の面に課題があることが指摘されている。
特に、高校生については、以前と比べ学力中間層の学習時間が大きく減少している。その背景には、いわゆる大学全入時代における大学入試の選抜機能の低下も指摘されているが、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けていない者が高等教育機関に進学するという現状に対しては、高校教育の質の確保の問題として捉え、対応していく必要がある。
- 職業・社会とのつながりの面では、産業構造の変化や情報化、技術革新の進展により、職業人に求められる専門的な知識・技能が拡大・高度化している。職業との関連が深く、実践的な教育を行う専門高校においても、変化に対応するため、生徒が生涯にわたって自ら学んでいく上で必要となる学力や、それぞれの職業分野での基本となる技術など、専門職業人としての基盤を確実に身に付けることがますます重要になっている。
- 様々な資質・能力のうちでも、基礎的・基本的な知識・技能や、これを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の一部については、筆記試験や技能試験等による客観的な評価の対象としやすい面が強い。これらの資質・能力について、高等学校全体を通じた一定水準の基礎学力を担保し、その向上を図っていくためには、個々の学校ごとに、学習指導要領に示す教科・科目等の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目等の目標や内容に照らし、その実現状況を評価する学習評価の取組に加え、高等学校全体としての共通の水準に基づく評価の取組を充実すること、そのためのシステムを新たに構築していくことが必要である。
一方で、筆記試験や技能試験等によって評価できる資質・能力は、生徒の資質・能力の一側面を捉えたものであることから、高等学校における多様な活動を通じて培われる幅広い資質・能力全体について多面的に評価できる手法を取り入れていくことも必要である。

(2) 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入

- 第1章において示したように、高等学校については、生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化に対応して、これまで学校・学科や教育課程の多様化が進められてきた。一方で、生徒の中には基礎学力が不足している者や学習意欲が低い者が見られ、また、大学入試機能の低下も進むなど、全国的に共通で対応すべき課題も明らかになっているところであり、高等学校全体の質の確保・向上を図る観点から、国としてこれらの課題に正面から向き合っていくことが求められる。
- このため、高等学校全体を通じて、高等学校段階の基礎学力を客観的に測ることができる新たな仕組み、すなわち、生徒が自ら、基礎的な学習の達成度を把握し、自らの学力を客観的に提示できる新たなテスト（達成度テスト（基礎レベル）（仮称））を設けることが必要である。
- 新たなテストについては、生徒一人一人が主体的に学習意欲を高め、日々の学習の改善につなげることができるものとするのが重要であり、テストへの参画については、生徒が自らの進路に合わせたその意思で選択を行うことができるものとすべきである。

本テストの導入によって測ることのできる基礎的な学習の達成度は、生徒の資質・能力の一側面を測るものであることに留意しつつ、学習改善を図るためにテスト結果について各学校での指導改善に生かすことや、推薦・AO入試や就職時に対外的な場面で自らの学力を証明できるようにすることも、有効な活用方策として考えられる。本部会においては、このような基本的な考え方を踏まえつつ、新たな達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の具体的な仕組み等について検討を行ってきた。以下にその骨格を示すこととする。

■テストの目的・活用方策

- 高校教育の質の確保・向上に向け、生徒が、自らの高校教育における基礎的な学習の達成度の把握及び自らの学力を客観的に提示することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図ること。

<上記以外の活用>

- 学習改善を図るためにテスト結果を高等学校での指導改善にも生かすこと。
- 推薦・AO入試や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とすること。
 - ※ なお、学校行事、部活動などの学校生活への多大な影響の懸念があることから、一般入試への活用は前提としない。

■対象者

- 希望参加型とし、高校生の個人単位での受検又は学校単位での受検も可能とする。
- できるだけ多くの生徒が参加することを可能とするための方策を合わせて検討する。

■テストの内容

- テストの教科については、実施当初は国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科を想定して検討。（※選択も可能）
 - ※ 英語等、一部は外部試験による代替の可能性についても検討。
 - ※ 保健体育、芸術、家庭、情報及び職業に関する各教科は、実習等による幅広い学習活動によって評価される比重が高く、一般的にペーパーテストになじみにくいこと等にも配慮して検討。
 - ※ 高校2年から3年にかけて履修させている科目も存在することから、テストの教科・科目及びその出題範囲については、実施時期を踏まえた検討が必要。
- 高等学校段階で共通に求められる基礎的・基本的な知識・技能を測る。知識・技能を活用する力を測る問題も含める。また、複数の教科を融合した問題を含めることも検討。
 - ※ 問題は高等学校学習指導要領を踏まえたものとし、テストのレベルは例えば高等学校卒業程度認定試験と同等程度とすることを検討。
 - ※ 問題の性質としては、学習の達成度を測るものとし、選抜的なものとはしない。
- 各学校・生徒に対し、成績を段階で表示するとともに、各問題の正誤や各自の正答率等も併せて表示。
 - ※ テスト結果については、学校や生徒の序列化にならないよう、その取扱いについて十分に留意する。

■テストの形態

- 多肢選択方式を原則としつつ、一部記述式も検討。
 - ※ テストの形態は、内容、実施体制等を勘案。C B T³⁵は発展レベルのテストと併せて検討。

■実施方法

- 在学中に複数回（例えば年間2回程度）受検機会を提供し、高校2年及び3年で各生徒や学校の希望に応じた受検を可能とすることを検討。（※高校1年からの受検も可能とするか検討。）
- 年間の実施時期については、夏～秋を基本として学校現場の意見等を聴取しながら検討。
- 実施場所は、高校単位の受検の場合は高校で、個人の受検者のためには都道府県ごとに会場を設ける方向で検討。

35 “Computer Based Testing” の略称。コンピュータによる出題・回答の方式。

■その他

- 全ての教科（とりわけ保健体育、芸術、家庭、情報及び職業に関する各教科）において、各生徒の多様な学習成果を評価するため、外部試験や検定の結果、各種コンクール等による評価を活用することも、達成度テストの導入とともに別途検討。
 - 学習指導上、困難を抱える学校では、希望に応じてテストの一部問題の活用等の工夫を行う。また、国・地方自治体においては、学び直しへの支援などを強化する。
 - 家庭の経済的負担を考慮するなど、生徒が受検しやすい環境とすることが必要。
 - 「高等学校卒業程度認定試験」と統合する方向も含めて検討。その際、高等学校卒業程度認定試験と単に統合するのではなく、両制度の趣旨を踏まえたテスト問題の在り方等、多様な観点から検討を進める。
- 本部会においては、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の在り方として、上記のとおり整理を行ったところであるが、審議の過程においては、以下に掲げる意見も示されたところである。
- ・ 対象者は希望参加型ではなく、全員参加型とすべきではないか。
 - ・ テストの教科に関しては、国語総合、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰが共通必修科目ともなっていることを踏まえ、国語、数学、外国語は受検を必須とすべきではないか。また、その上で地理歴史、公民、理科から1教科を選択するということも考えられるのではないか。
 - ・ 教科型や教科融合型だけでなく、総合型の問題の可能性についても検討すべきではないか。
 - ・ テストの形態に関し、知識・技能の活用力を測るためには、記述式を中心にすべきではないか。
 - ・ 実施に当たっては、都道府県教育委員会の教育センター等の指導主事の協力も得ながら進めるべきではないか。
 - ・ 複数回行うテストの難易度を同程度にする方法について検討すべきではないか。
 - ・ 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）と達成度テスト（発展レベル）（仮称）は、それぞれの目的が異なることから、対外的に誤解が生じないように、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）については別の名称にしてはどうか。
 - ・ 高等学校卒業程度認定試験との統合の可能性については、両制度の趣旨の違い等から統合に慎重な意見があることを踏まえつつ、検討を行うべきではないか。
- なお、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）については、今後、達成度テスト（発展レベル）（仮称）との目的や内容の違いも踏まえながら、実施に向けた詳細な制度設計やそのための体制、名称、導入時期等について、一体的かつより具体的な検討を行っていくことが必要である。

④生徒の学習状況に関する調査の推進

- なお、基礎的・基本的な知識・技能や活用力を測る上記テストに加え、学習時間や学習意欲など、高校生の学習状況を客観的に把握するための調査を定期的に行うことについても併せて検討することが望まれる。

(3) 幅広い資質・能力の多面的な評価

①客観的な評価の対象としやすいもの以外のものの評価

- 高校教育の「コア」として求める資質・能力のうちでも、学習への意欲・態度、社会・職業への円滑な移行に必要な力や「市民性」、その他の道徳的な価値・倫理観、健康の保持増進のための実践力等の評価については、基礎的・基本的な知識・技能等とは異なるアプローチが必要である。
- すなわち、これらの資質・能力については、その育成に当たり、関連の知識等も教える必要があるなど、客観的な評価の対象としやすい要素も一部に含んではいるが、知・徳・体に関わる横断的な幅広い力に及ぶものであり、筆記試験等を行って評定付けする等の方法のみで能力の伸長の程度や達成状況を評価することは困難である。
- また、学力の一要素である思考力・判断力・表現力等については、各種試験において知識・技能の活用能力を問う問題の充実が図られるなど、筆記試験等による把握・評価の充実に向けた取組が進んできているが、さらに、筆記試験等以外の手法も活用した評価手法の改善を進めることで、より適切な把握・評価を行える余地があると考えられる。
- 高等学校で学ぶ生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化が進む中にあることは、生徒一人一人の意欲をくみ上げるとともに、体験活動等を含めた多様な学習活動の機会を通じ、それぞれの生徒に成長のきっかけを与えていくことが求められる。同時に、これらの生徒の学習状況の評価については、生徒の多様な活動歴、活動実績等の評価を通じて、学力のみにとどまらない幅広い資質・能力を多面的に評価していくことが、ますます重要となる。

②幅広い資質・能力の評価手法の開発・普及

- これらの幅広い資質・能力の評価については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上等の課題に対応していくことが重要であるが、こうした課題に対しては、例えば、ルーブリック³⁶等を活用したパフォーマンス評価³⁷やポートフォリオ評価³⁸などの様々な手法の研究も進んできている。

36 「パフォーマンス評価」に用いられるものであり、成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語からなる評価基準表。

37 知識やスキルを使いこなす（活用・応用・統合する）ことを求めるような評価方法（問題や課題）であり、様々な学習活動の部分的な評価や実技の評価をするという単純なものから、レポートの作成や口頭発表等により評価するという複雑なものまでを含んでいる。また、筆記と実演を組み合わせたプロジェクトを通じて評価を行うことを指す場合もある。

- このため、知・徳・体に関わる幅広い資質・能力の評価については、様々な先進的評価手法の活用も視野に入れながら、どのような資質・能力を、どのような手法で把握するか、評価の指標をどうするか等の調査研究を進めていくことが必要である。このため、国においては、これらの調査研究の実施を通じ、高等学校で普及可能な評価モデルを開発し、その成果を普及していくことが求められる。
 - なお、これらの研究の成果については、必要に応じ、生徒指導要録の様式の見直し(記載事項の改善)などによる学習評価の充実につなげていくことも検討すべきである。
 - また、これらの取組を進めることと併せて、高等学校の教育課程について育成すべき資質・能力を一層重視する観点から見直しを図ることも重要である。このため、次期学習指導要領の改訂も見据え、学習指導要領の構造について、例えば今後育成すべき資質・能力、それを育成するために必要な各教科等の目標・内容、学習評価の在り方をトータルに捉えて分析し、必要な見直しを行うこと等について検討を進める必要がある。
- ③技能試験等の活用の推進
- 職業に関する各教科・科目で学ぶ基礎的・基本的な知識・技能等の評価については、公的な職業資格・検定試験や、民間の技能検定、各専門学科の専門高校校長会が実施する検定試験などがあり、これらの成果が、進学や就職時の評価等にもつながるとともに、生徒にとっての学習上の目標の一つとなるなど、大きな役割を果たしている。
 - 職業に関する各教科・科目における評価に関しては、過度の試験対策偏重による弊害には十分留意しつつ、これら技能試験等の活用を積極的に推進するなどにより、一層の充実を図っていくことが必要である。
 - また、高等学校段階において学習上の目標とすることができる程度の技能試験が現時点では設けられていない分野においても、高等学校段階における新たな技能試験等の開発を関係機関に促すなど、より幅広い分野できめ細やかな目標設定できる仕組みをつくる必要がある。
 - さらに、民間等の検定試験の中には、外国語や国語、数学等の教科と関連の深い内容を扱っているものもあり、各学校の実情に応じ、その活用による評価の充実を図っていくことも有効である。
 - なお、これらの技能試験等を受検するに際しては、一定の受検料が必要となるが、低所得世帯などに対する支援について検討することも求められる。

38 児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積したファイル等に集積し、そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示すもの。

2. 学校から社会・職業への円滑な移行推進

(1) 社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進

- 普通科をはじめとして、進路意識や目的意識を十分に持たず、学習意欲を十分に有していない生徒が顕著に見られる実態を踏まえ、インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用したキャリア教育の実践により、一人一人の生徒が主体的に目標や意欲を持って学ぶとともに、働くことの重要性や意義を理解し、それぞれの職業観・勤労観を確立して将来的に社会に貢献する基盤を培うことにより学校から社会への円滑な移行促進を図ることが求められる。
- その際、教育委員会や学校、教職員等がそれぞれの立場において、様々な取組を通じて、その促進を図るだけでなく、学校全体で一つの方向に向かって組織的に取り組むとともに、学校が産業界や地域・社会と連携・協働を進め、次世代の我が国の地域・社会を支えていく人材を育てることも重要であり、学校内部においても外部と調整等を行う職員の配置を充実することが必要である。
- また、それぞれの学校や教職員等が個別に対応するだけでなく、優れた知見を学校間で幅広く共有していくことも重要である。教育委員会に中核となる人材を配置することや、拠点となる学校を整備すること、総合学科や専門学科等における優れた取組を共有することや異なる学科・学校との間で生徒が交流することなども有効である。
- さらに、生徒がこれからの社会を生きる上で必要な力を確実に身に付けるようにする観点から、主体的に社会生活を営む上で具体的に必要な知識や実践力、態度を養うための方策を検討すべきである。あわせて、キャリア教育をより一層推進するため、その中核となる時間を設けることなどについて検討することも必要である。

(2) 実践的な職業教育の充実

- 近年の科学技術の進展等に伴い産業界に必要な専門知識や技術が高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が発展している。このため、専門学科においては、職業の多様化や職業人として求められる知識・技能の高度化に対応した実践的な教育が求められており、地域や産業界の人材などの外部人材の協力を得ながら実践的な教育を充実することが求められる。
- これらの課題に対応するため、専門学科において、大学・教育機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するSPH（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）などの先進的な卓越した取組を進めるとともに、その検証を行うことが必要である。

- また、専門学科における高等教育機関への進学状況等も踏まえつつ、より高度な教育を推進するため、大学、専門学校等の外部機関との接続・連携を一層推進していくことが求められる。
- さらに、社会のニーズを踏まえた専門教科・科目のミスマッチを解消するための取組を進めるとともに、社会性・市民性や実践的な知識・技術・技能を身に付けるため、地域・産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や長期の就業実習の積極的な導入、社会人講師の積極的な活用による職業教育の充実を図ることや、実験・実習用の施設・設備の充実も必要である。
- また、専門学科における優れた取組について、中学校や保護者等への周知を図るなど、社会に一層広めるための取組を進めることが必要である。
- 加えて、現行制度においては認められていない、高等学校等の専攻科における学修の大学における単位認定制度の創設や、大学への編入学の制度化についても検討を進め、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で、所要の制度改正等を行うことが必要である。

(3) 総合学科における特色ある取組の推進

- 総合学科においては、将来の職業選択を視野に入れた生徒自身の主体的な学習意欲を促すための指導・体制面での充実や、学校・教職員による優れた知見の継続、中学生や教職員、保護者への理解や認知を高めることが求められる。
- このため、特色ある教育方法の事例収集・普及の推進を図ることや、継続的なノウハウを蓄積した中核人材の育成を図るとともに、中学校や保護者等における認知度向上に向け、その成果や具体的実践を社会により一層広めるための取組を進めることが必要である。

3. 多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進

(1) 定時制・通信制課程等における困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実

- 不登校生徒や中途退学者への対応として、今後とも各高等学校におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図るとともに、困難を抱える生徒を多く抱える定時制・通信制課程等の学校においては、特に、学び直しを進めるための補習や教育相談の充実、進路指導等における学校外教育機関等との連携を進めることが求められる。
- このため、個々の生徒の状況に応じた生徒指導を行うための教員の資質向上を図るとともに、学校間連携の促進や生徒の進路に即した学校外教育機関等の連携促進（大学、専門学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク、地域若者サポートステーション等との協力）、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進などが必要である。
また、様々な課題を解決するため知見を共有するため、優れた取組を実践し、学校間連携の核となる拠点校の整備を進めることなども有効である。

(2) 高等学校段階における特別支援教育の推進

- 障害のある生徒に対して障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を進めるため、発達障害等に関する教職員に対する研修の充実や、専門性のある指導体制の確保、教員を補助する人員等の人的配置を充実することが必要である。
- また、現在、通級による指導や特別支援学級に係る「特別の教育課程」を編成することが法令に規定されていないが、今後、教育課程の弾力的な運用や指導の工夫による実践の推進、特別の教育課程編成や人的支援の在り方の検討を進めることが必要である。

(3) 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進

- 意欲と能力のある生徒に対してハイレベルな学習機会や切磋琢磨^{せつさたくま}する場を提供することは重要であり、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）やSGH（スーパーグローバルハイスクール）など先進的な教育の推進や、国際バカロレアの推進及びその趣旨を生かした指導方法等の開発、優れた才能や個性を有する生徒に対する学校外活動の単位認定制度の活用促進に向けた取組の推進、大学等の協力による高度な内容の授業を受ける機会の提供、学習の成果の適切な評価など高大連携の推進などが必要である。
また、高校段階における厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討や、生徒の能力の伸長に応じた多様な学習機会の提供に向けた検討などを進めていくことも必要である。

(4) ICT等の活用による学びの機会充実

- ICTの進展を踏まえ、高等学校における新たな教育の在り方の検討を進めていくことは重要であり、ICTの活用による対話型・協働型の新たな学習形態の普及に向けた検討を行うことが必要である。また、全日制課程等において、ICT等を活用した学習効果を高めるための遠隔教育の実施に向けた検討を進めることが必要である。
なお、このような取組を促進するため、ICT技術に関する能力の高い人材の配置等を進めることも必要である。

4. 教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善・充実

(1) 指導力のある教員の育成

- 高校教育の質の確保・向上を進めるに当たっては、日々生徒に接する教員の指導力向上は欠かせない。このため、授業改善等の充実に取り組むための研修の充実を含め、高い専門性と実践的な指導力を身に付けられるよう、教育委員会と大学との連携・協働等による養成・採用・研修の各段階を通じた取組の充実を図ることが求められる。

(2) 学校の組織運営体制の改善・充実

- 学校の組織運営体制の改善・充実を図るため、校務の効率化や、思い切った学校運営を可能とするための管理職のマネジメント能力の向上、様々な分野から適性のある優秀な人材の登用を促進する仕組みの構築、本人の適性や学校の特性に応じ、長期的な方針に基づく学校運営が可能となるような柔軟な人事配置などを進めることが求められる。

5. 広域通信制課程の在り方の検討

- 一部の広域通信制課程の高等学校の教育内容面や管理体制において、教育の質が確保できていない事例が見受けられることを踏まえ、その教育の質の確保が図られるようにするため、今後、適切な教育活動や所轄庁の関与の在り方に関してガイドラインを作成し周知を図るとともに、ガイドライン等を踏まえ第三者機関が評価し、その結果について認定・公表等を行う仕組みの創設に向けた検討を進めることや所要の制度改正を行うことなどが必要である。

おわりに

- これまで、高校教育の質の確保・向上に向けた基本的考え方や具体的方策について整理してきたが、高校教育の改革は不断の改善を行っていかねばならないことは言うまでもない。
- 国や地方公共団体、学校等においては、本「審議まとめ」で示した具体的な取組を進めつつ、関係機関でしっかり連携を図りながら、その成果や課題について検証・評価し、改善の取組を進めることが重要である。
- なお、中央教育審議会高大接続特別部会において、高校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方について審議されているが、本部会との関係が極めて深いことから、高大接続特別部会の審議の結果も踏まえつつ、今後、本「審議まとめ」において示された施策の実現に向け、一体的に検討を進めていくことが必要である。

1. 高校教育をめぐる現状とこれまでの取組

<現状>

◆生徒を取り巻く状況の変化

○生徒の多様化

- ・高等学校等への進学率：98.4%→能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化

○基礎学力の不足と学習意欲の低さ

- ・平日、学校の授業時間以外に全く又はほとんど勉強していない者：高校3年生の約4割
- ・義務教育段階の学習内容を十分に身に付けていない生徒の存在
- ・補習授業を実施している大学数：347校（全体の47%）

○大学入試の選抜機能の低下

- ・入学定員を充足できない私立大学の割合：40%
- ・学力検査を伴う大学の一般入試による入学者の割合：56%

◆学校・学科や教育課程の変化

○普通科の増加と専門学科の減少

（昭和30年代：普通科6割、専門学科4割 → 現在：普通科7割、専門学科2割）

○少子化の進展に伴う高校再編への対応

↓
高校教育の質の確保と多様な生徒の学習形態や進路希望への対応の要請

<これまでの取組>

◆高校教育の質の確保

- ・公的な制度・仕組み（設置基準、設置認可、学校評価、学習指導要領、単位認定・卒業認定）
- ・自主的な取組（地方公共団体等による学力調査、校長会による標準テストや検定試験等の活用）

◆多様な生徒の学習形態や進路希望への対応

- ・高校教育改革の推進（単位制高等学校の導入・拡大、総合学科の創設、中高一貫教育の制度化 等）
- ・不登校生徒や中退者、特別な支援を必要とする生徒への対応（教育相談の充実 等）
- ・スーパーサイエンスハイスクールなどを通じた先進的な教育を受ける機会の提供

2. 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

～高校教育としての共通性を確保するとともに、多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応が必要～

◆全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成<共通性の確保>

○全ての生徒が身に付ける資質・能力「コア」の把握・評価の必要性

<「コア」を構成する資質・能力の重要な柱>

- ・社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

◆多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応<多様化への対応>

○各学科・課程等における対応

- ・普通科（進路意識の向上や、キャリア・職業教育など学校から社会への円滑な移行推進）
- ・専門学科（社会のニーズに応じた実践的な職業教育推進、高等教育との接続・連携）
- ・総合学科（中学校教職員・保護者の認知度向上）
- ・定時制・通信制課程（学び直しや教育相談、進路指導等の充実、学校外機関との連携促進）
- ・特別支援教育（各地域・学校の実態・ニーズに即した種々の実践・検討の推進）
- ・学び直しの推進（義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会の提供）

○経済社会の変化等への対応

- ・キャリア教育・職業教育の一層の推進（職業観・勤労観を確立するための取組推進）
- ・優れた才能や個性を伸ばす学習機会の提供（ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場の提供）
- ・グローバル人材の育成（豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身に付けた人材の育成）
- ・ICT教育の推進（質の高い学びを実現するための効果的な授業の在り方の検討）

3. 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策

◆学習成果や教育活動の把握・検証

○達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入（☆）

○幅広い資質・能力の多面的な評価

- ・技能試験等の活用推進
- ・育成すべき資質・能力を一層重視した高等学校の教育課程の見直し
- ・様々な学習成果・活動実績の評価推進（新たな評価手法の開発・普及、指導要録の見直し）

◆学校から社会・職業への円滑な移行推進

○社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進

- ・学校全体での組織的な取組推進、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
- ・教育委員会等における中核人材の配置や拠点校の整備推進

○実践的な職業教育の充実

- ・先進的な卓越した取組の推進・検証
- ・大学、専門学校等外部機関との連携促進
- ・専攻科における大学への編入学の制度化に向けた検討

○総合学科における特色ある取組の推進

- ・特色ある教育方法の事例収集・普及、魅力アピールのための取組推進

◆多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進

○定時制・通信制等困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実

- ・学習支援や教育相談、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
- ・拠点校の整備推進

○高等学校段階における特別支援教育の推進

- ・研修の充実や指導体制の確保、特別の教育課程編成の検討

○優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進

- ・高度な内容の授業を受ける機会拡大など高大連携の推進
- ・厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討

○ICT等の活用による学びの機会充実

- ・全日制課程等における遠隔教育の実施に向けた検討

◆教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善充実

○指導力のある教員の育成

○学校の組織運営体制の改善・充実

◆広域通信制課程の在り方の検討

・ガイドラインの作成・周知

・第三者機関による評価の仕組み創設

☆「達成度テスト（基礎レベル）（仮称）」について

◆テストの目的・活用

○高校教育の質の確保・向上に向け、生徒が自らの高校教育における基礎的な学習の達成度の把握及び自らの学力を証明することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図ること

<上記以外の活用方策>

○学習改善を図るためにテスト結果を高等学校での指導改善にも生かすこと

○推薦・AO入試や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とすること

◆対象者

○高校生の個人単位での受検又は学校単位での受検（希望参加型）

※できるだけ多くの生徒が参加することを可能とするための方策を検討

◆テストの内容

○実施当初は、国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科を想定（選択も可能）

○高等学校段階で共通に求められる基礎的・基本的な知識・技能を測る。

知識・技能を活用する力を測る問題も含める。※複数の教科を融合した問題を含めることも検討

○各学校・生徒に対し、成績を段階で表示（各問題の正誤や正答率等も表示）

◆テストの形態

○多肢選択方式を原則としつつ、一部記述式も検討

◆実施方法

○在学中に複数回（例えば年間2回程度）受検機会を提供、高校2・3年での受検を検討。

○年間の実施時期は、夏から秋までを基本として学校現場の意見等を聴取しながら検討

○実施場所は、高校（学校単位）又は都道府県ごと（個人単位）に会場を設ける方向で検討

◆その他

○「高等学校卒業程度認定試験」と統合する方向も含めて検討

※その際、両制度の趣旨を踏まえたテストの在り方等、多様な観点から検討

高等学校教育部会におけるこれまでの審議の経過

平成23年9月6日（火）第76回中央教育審議会初等中等教育分科会

- ※ 初等中等教育局長より、今後の高等学校教育の在り方について審議要請を行い、初等中等教育分科会の下に高等学校教育部会を設置

第1回部会：平成23年11月4日（金）

- (1) 部会長の選任等
- (2) 高校教育の現状等

第2回部会：平成23年11月29日（火）

- (1) 個々の生徒の学習進度・理解等に応じた学びのシステムの構築について

第3回部会：平成23年12月27日（火）

- (1) 生徒の優れた才能や個性を伸ばす教育機会の充実について

第4回部会：平成24年1月31日（火）

- (1) グローバル人材の育成について
- (2) 生徒の情報活用能力の育成について

第5回部会：平成24年2月16日（木）

- (1) キャリア教育・職業教育の充実について

第6回部会：平成24年3月9日（金）

- (1) コミュニケーション能力や規範意識、社会参画等の態度の育成について
- (2) 不登校や中途退学対策について

第7回部会：平成24年4月16日（月）

- (1) 課題の整理と検討の視点（案）

第8回部会：平成24年5月18日（金）

- (1) 課題の整理と検討の視点（案）

第9回部会：平成24年6月18日（月）

- (1) 課題の整理と検討の視点（案）
- (2) 高校段階における早期卒業制度に関する考えられる論点（例）

第10回部会：平成24年7月12日（木）

- (1) 課題の整理と検討の視点（案）
- ※第80回初等中等教育分科会（平成24年7月13日）において「課題の整理と検討の視点」（案）を報告

第11回部会：平成24年8月10日（金）

- (1) 高等学校教育の在り方について
- ※「課題の整理と検討の視点」について取りまとめ

第12回部会：平成24年9月7日（金）

- (1) 全ての生徒が共通して身に付けるべき能力について

第13回部会：平成24年10月9日（火）

- (1) 全ての生徒が共通して身に付けるべきものについて

- 第14回部会：平成24年10月30日（火）
（1）高等学校教育の質保証について
- 第15回部会：平成24年11月19日（月）
（1）高等学校教育の質保証について
- 第16回部会：平成24年12月17日（月）
（1）高等学校の質保証について（審議経過報告案）
- 第17回部会：平成25年1月28日（月）
（1）高等学校教育部会の審議の経過について（審議経過報告まとめ）
※第84回中央教育審議会総会（平成25年2月27日）及び第83回初等中等教育分科会（平成25年4月3日）において初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について報告
- 第18回部会：平成25年4月22日（月）
（1）高等学校教育の在り方について
- 第19回部会：平成25年5月23日（木）
（1）定時制・通信制課程について
- 第20回部会：平成25年7月1日（月）
（1）定時制・通信制課程について
（2）総合学科について
- 第21回部会：平成25年9月10日（火）
（1）総合学科について
（2）専門学科について
- 第22回部会：平成25年11月6日（水）
（1）高校教育の質の確保・向上について
※第87回中央教育審議会総会（平成25年11月29日）において初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の状況について報告
- 第23回部会：平成25年12月9日（月）
（1）高校教育の質の確保・向上について
- 第24回部会：平成25年12月12日（木）
（1）高大接続特別部会及び高等学校教育部会における共通する検討課題
※高大接続特別部会との合同会議
- 第25回部会：平成26年1月29日（水）
（1）高校教育の質の確保・向上について
- 第26回部会：平成26年2月17日（月）
（1）高校教育の質の確保・向上について
- 第27回部会：平成26年3月7日（金）
（1）高校教育の質の確保・向上について（審議まとめ案）
※第90回中央教育審議会総会（平成26年3月28日）において初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議まとめ案について報告
- <4月4日（金）～5月7日（水） 関係団体及びパブリックコメントによる意見募集>
- 第28回部会：平成26年6月13日（金）
（1）高等学校教育部会「審議まとめ（案）」について

第 7 期中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会委員名簿

(50 音順 敬称略) (計 21 名)
(◎…部会長、○…副部会長)

委員	安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
	◎ 小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、 公益社団法人経済同友会終身幹事、 学校法人国際基督教大学理事長
○ 無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授、子ども学科研究科長	
臨時委員	相川 順子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長
	○ 安彦 忠彦	神奈川大学特別招聘教授
	荒瀬 克己	大谷大学文学部教授、国立高等専門学校機構監事、 京都市教育委員会指導部顧問
	及川 良一	国立音楽大学教授 (元全国高等学校長協会会長)
	金子 元久	筑波大学大学研究センター教授
	川嶋 太津夫	大阪大学未来戦略機構戦略企画室教授
	比留間 英人	東京都教育委員会教育長、 全国都道府県教育委員会連合会副会長、 全国都道府県教育長協議会会長
専門委員	アキレス 美知子	横浜市参与男女共同参画担当、 特定非営利活動法人GEWEL理事
	阿部 徹	岩手県立釜石商工高等学校長
	伊藤 俊典	東京都港区立赤坂中学校長
	上野 信雄	千葉大学特別教授、 千葉大学大学院融合科学研究科特任研究員
	長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会常任理事
	長山 晃一	東京都立晴海総合高等学校長 (元全国定時制通信制高等学校長会理事長)
	野上 武利	社団法人埼玉県経営者協会シニアアドバイザー、 ものづくり大学監事
	服部 晃	岐阜女子大学大学院教授、 元岐阜県教育委員会教育次長・総合教育センター長
	松野下 健	元全国総合学科高等学校長協会理事長
	和田 孫博	灘中学校・灘高等学校長

(平成 26 年 6 月 1 日現在)

第6期中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会委員名簿

(50音順 敬称略) (計22名)

(◎…部会長、○…副部会長)

委員	○	安彦 忠彦	神奈川県立横浜国立大学特別招聘教授
		安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
	◎	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
		金子 元久	筑波大学大学研究センター教授
		北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、 公益社団法人経済同友会終身幹事、 学校法人国際基督教大学理事長
臨時委員		相川 順子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長、 青森県高等学校PTA連合会会長
		荒瀬 克己	京都市教育委員会教育企画監
		及川 良一	東京都立三田高等学校長、 全国高等学校長協会会長
		川嶋 太津夫 長南 博昭	神戸大学大学教育推進機構教授 山形県教育委員会委員長
専門委員		アキレス 美知子	株式会社資生堂執行役員
		伊藤 俊典	東京都港区立赤坂中学校長
		上野 信雄	千葉大学学長特別補佐
		加藤 栄作	前公益社団法人日本青年会議所グローバルリーダー創造会議議長
		小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
		小林 薫	東京都立田無工業高等学校非常勤教員、 前東京都立北豊島工業高等学校長
		直原 裕	東京都教育庁都立学校教育部長
		長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会常任理事
		野上 武利	社団法人埼玉県経営者協会シニアアドバイザー、 ものづくり大学監事
		眞砂 和典	関西学院千里国際中等部・高等部校長
		渡邊 洋一	埼玉県立進修館高等学校教諭、 前埼玉県立大宮中央高等学校長
	和田 孫博	灘中学校・灘高等学校長	

(平成25年1月28日現在)